

## 第二項 行 財 政

### 概

大正時代に発生した第一次大戦後における不景気、大正一二年の関東大震災などにより、日本経済がますます悪化の道をたどる中で、昭和時代の幕は明けた。

いまだかつて経験したことのないほどの経済不況は、直接農村に大きな打撃を与える結果となり、昭和五、六年には多くの救済措置が講ぜられた。

なかでも資金の低利貸付制度は大きな救いとなり、困窮する農家はいち早く関係機関を通じ、借り入れをし農業經營の建て直しに努力した。

また、昭和七年には「救農臨時国会」が開かれ、農村振興が積極的に推進されることとなり、市町村における救済土木事業に至っては、国の補助は三分の一から四分の三となり、村道、河川の新設、改良がさかんに行われた。しかしこのような施策もその後の軍事費の増大によつて短期間で終わり、国は農村の「自力更生」へと施策の変転を考え、強力な指導に当たることとなつた。

このような状況下に勃発した昭和六年の満州事変、同二年の日中戦争の発生は、同一二年の國家総動員法の公布におよび、農村においても戦時体制の強化に向け、国策に基づいた施策の遂行に全力をあげた。  
すなわち、食糧の増産そして供出、日常生活物資の配給、国民貯蓄、兵器の生産増加を計るため金属類の回収そして防空訓練など、日々の生活はすべて戦時色となり、行政においてもこれが達成のために、各種団体との連絡を密にして

にするとともに、住民の統制、掌握を目的に、末端に「となり組」の組織づくりを実施した。また地方行政についても多くの改正が実施され、なかでも村長は県知事の認可が必要となり、住民が自主的に選ぶことは禁止された。

大口村では、大正時代より引きつづき、野田正昇がその任に当たり住民の信頼を得て、積極的に施策の推進を計った。

### ◎昭和初期の役場機構

村長 助役(二名)——庶務・土木・税務・学務・兵事・戸籍・勧業  
収入役(一名) 書記——七名

当時の役場業務をみると、出征兵士の歓送、戦死者の村葬、出征兵士家庭の援助、貯蓄の啓蒙(国債債券の割当)、防空訓練、戦勝祈願祭の実施などが主な事務報告とされており、地方行政も戦時業務主体であったことを如実に物語っている。

こうして苦境にたえ、一方では多くの犠牲者を出した長い戦時生活は昭和二〇年八月一五日の終戦によって終止符がうたれた。

**財政の概況** 第一次世界大戦を契機にわが国の経済は急成長をとげ国・

県はもちろん、市町村の財政も大きく伸展するところとなつたが、歳出の増加とともに歳入の伸びは必ずしも充分でなく、財政事情は年々困難となり、村財政は財源の欠乏に苦慮し多くの附加税や、雑種税の徴収を積極的に行い、また課税の方法、税率もまちまちとなつ



図2-103 国債

て、多くの不合理が生じた。

こうした不合理を改善するため大正一五年三月には、「地方税ニ関スル法律」が公布され、同時に「地方税制限ニ関スル法律」の改正も昭和二年から実施されることとなつた。

しかし経済の不景気は、歳入の減少をますます顕著となり、昭和初期における地方財政は最悪の事態へと向かつた。こうしたなかで、国は地方財政の健全化を計る目的で補給金の交付を、あるいは昭和一五年の義務教育国庫負担、地方分与税の制度などを取り入れた。しかしこれも昭和一六年の太平洋戦争の勃発、拡大にともない国の財政上しだいにその率が引き下げられた。

戦争政策の拡大とともに多くの制約の中で推移することとなり、歳出の構成も既定のものから戦時色の強いものへの支出が大半を占めるようになつてゐる。

わが国で最初に国勢調査が実施されたのは大正九年であつた。その後五年ごとにこれが行われた。

本村における大正時代の第一回、第二回国勢調査ではつぎのようであつた。

| 昭和九年度         |        | 年<br>度<br>区<br>分   |              |
|---------------|--------|--|--------------|
| 二〇一九八八六五六四三二一 |        | 九五、三四〇円<br>八三、三七五円<br>七六、二八六<br>七八、〇六八<br>六五、三三三<br>六七、六九一<br>六〇、七六〇<br>四六、一八五<br>八四<br>六七六<br>八六、八九八<br>九八、二五一<br>一〇二、三八八<br>一二四、二三五<br>九四四<br>九六、四六七<br>六四、六五七<br>一〇一、二三四<br>一二三、五〇五<br>一二八、三一八<br>一〇四、四四四<br>一〇八、九四四<br>一一〇、八四四<br>一一一、九八八<br>一一二、二五八<br>一一三、三八八<br>一一四、二三五<br>一一五、一四四<br>一一六、一四四<br>一一七、一四四<br>一一八、一四四<br>一一九、一四四<br>一一〇、一四四 |              |
| 人口の推移         |        | 本村における大正時代の第一回、第二回国勢調査ではつぎのようになつてゐる。   |              |
| あつた。          |        | わが国で最初に国勢調査が実施されたのは大正九年でつた。その後五年ごとにこれが行われた。  |              |
| 年<br>次        | 戸<br>数 | 人<br>口   | 摘            |
| 大正九年          | 一、四八一戸 | 七、四八四人   | 第一回国勢調査一〇月一日 |
| 一、四四年         | 七、二六五  | 要  | 第二回          |

昭和五年の第三回調査は、世界的な経済恐慌の中で実施され、本村の人口は三百二十五人、戸数一千三百九十戸を数えた。(人口の男女別 男三、六二八人 女三、六九七人)

以後、昭和一九年まで七千人余の人口がつづき、大きな増減はみられなかつたが昭和五年から一〇年にかけては九十九人(約一・四%)、一〇年から一五年にかけて二百人(約二・八%)の減少となつてゐる。

こうして昭和二〇年の終戦の年は、表に示すように前年に比べて二千九百四十三人(約四一・八%)もの急激な増加がみられる。これは本村が農村地帯であつたため疎開地域として、名古屋市をはじめとする都市からの人口の受入れ、戦災家族や外地からの引き揚げ者の受け入れによるものであつた。

このように戦争が激しくなつた昭和一九年から二〇年にかけては、都市部から農村部への人口の大きな移動は本村だけではなく、県下全域の状況をながめると、丹羽郡をはじめとして、葉栗、南・北設楽、八名の各郡にとくに顕著で、それぞれ四〇パーセントをこえる増加率を示している。

**職業構成** 昭和初期の調査によると、本村での有業者数は総人口の四〇・五パーセントにあたる一千九百六十八人を数え、この職業別人口構成の特色は農業従業者の比率が極端に高く、逆に商工業従業者の比率が隣接町村にくらべ非常に低いことである。

表2-63 人口の推移

| 年次   | 戸数    | 人口    |       |       | 備考        |
|------|-------|-------|-------|-------|-----------|
|      |       | 総数    | 男子    | 女子    |           |
| 昭和5年 | 1,390 | 7,325 | 3,628 | 3,697 | 国勢調査による   |
| 10   | 1,362 | 7,226 | 3,597 | 3,629 | 〃         |
| 15   | 1,339 | 7,206 | 3,595 | 3,611 | 〃         |
| 19.  | 1,313 | 7,041 | 3,452 | 3,589 | S 19・4・-  |
| 20   | 1,874 | 9,984 | 4,870 | 5,114 | 国勢調査による   |
| 23   | 1,603 | 8,678 | 4,309 | 4,369 | S 23・8・1現 |

県全体では農業従事者が三六・七パーセント、工業従事者が三六・八パーセントであるのに対しして、本村では前者が八・三・五パーセント、後者が八・四パーセントであった。

こうしたことは農村としての位置の高かつたことを十分現わしている。

つぎに就業人口の性別構成をみると、男子七一・五パーセント、女子二八・五パーセントであった。当時の女性の職業進出への門戸はせまく、男女間の大きな差の生じていることは当然といえよう。ただこのような状況の中で、工業従事者に関してのみ女子の比率がいちじるしく高いのが目立っている。

すなわち、工業従事者二百四十九人中女子が半数近い百二十三人を占めていた。これは本村をはじめ隣接町村に当時、中・小の紡績工場があり、その主たる従業者が女子であつたことによるものである。

**戦時下の概況**　昭和一二年七月に発生した日華事変は、早期解決が望まれたのであつたが、ついに長期化するところとなり、日本は以前の日清・日露の戦い以上に人や物資を消耗した。

そしてつぎつぎに施行された國家総動員法をはじめとする多くの統制は、経済を強く圧迫し、国民の生活はいよいよ苦しい道を歩まなければならなくなつた。

昭和一四年から一五年にかけては、『大政翼賛会・在郷軍人会・国防婦人会・隣り組』などの団体はこの事態に対応し、より強力となり、銃後の守りをかためた。

他方、ヨーロッパにおいては、第二次世界大戦が勃発した。このころドイツ、イタリヤとの提携、日ソ中立条約の

締結、東南アジア一帯をふくめた大東亜共栄圏の建設など、経済基盤の拡大強固を計る日本の施策は、国際的に孤立化するところとなつた。

なかでもアメリカ、イギリス、オランダなどの反発はしだいに強くなり、アメリカは日本の中国よりの撤兵、加えて日、独、伊三国同盟の破棄を求めたが、交渉は容易ならず決裂した。

昭和一六年一二月八日、午前七時ラジオの臨時ニュースは「帝国陸海軍は本日未明西太平洋において米英軍と戦闘状態に入れり」と報じた。

太平洋戦争の開戦である。職場、学校などいたるところで、一斉に必勝と国民の奮起をうながす集会が開かれ、以米国民の生活はすべて戦時即応となり、戦時意識の高揚が高まつた。

昭和一六年一二月九日には、全県民に対して県知事の諭告が出され、翌一〇日には全県下いたるところで国民大会が開かれ必勝を誓い、また各神社においては祈願祭が施行された。

しかしながら日本の先制攻撃で始った大戦は、連合軍の強力を反撃により、日を追つて戦局は不利となり、昭和一九年六月にはサイパン島を失い、南方占領地との間の補給路は完全に切断され、また日本本土全域が爆撃の範囲となり、本土空襲は日に日に激化し、多くの施設が破壊され、大都市は焼土と化すところが多くなつた。

一方、国民の生活は物資の減少によりますますきびしさを増した。

そして戦争が激しくなるにつれて、国民全體が戦争参加者となり、全力をあげてこの苦難に対処すべく、思想の徹底が図られ、「銃後」の体制強化が進んだ。

地方自治もすべて戦争完遂を目指し、体制の確立、戦時業務の実践へと移行した。すなわち物資の価格統制の実施

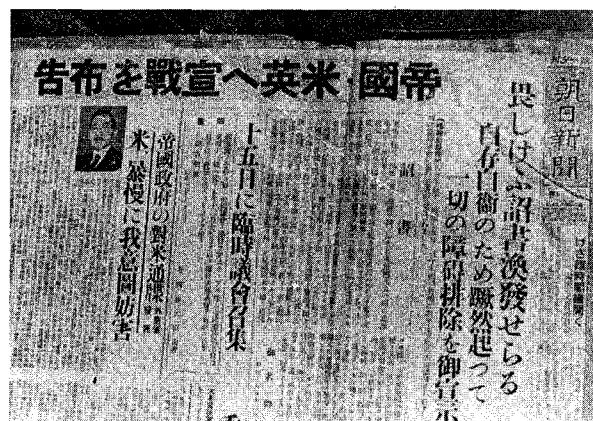


図2-104 宣戦布告の新聞記事

と取締り、戦時思想の高揚と各種運動の展開、食糧の増産、食糧の供出、生活用品の配給、防空、防衛対策の実施、留守家族の援護などが中心であつた。

一方、統後を守る国民の組織には、翼賛社年団、青少年団、国防婦人

会などが設けられ、活発な活動を実施した。

また戦争が拡大するにつれ、兵役につく国民の数は一段と増加した。

なかでも太平洋戦争下には徴兵が強化され、昭和一八年には国民兵役が四十五才までとなり、徴兵年令が十九才（兵役法は男子十七才から四十才まで）となるなどの措置もとられた。また志願兵については、海軍はとくに十四才以上の者が認められていた。

戦争の長期化とともに、しだいに食糧事情も悪化し、戦時体制の強化と並行し、各種の対応がはかられたが生産はあまり増加をみなかつた。

昭和一九年そして二〇年にいたつて食糧事情の悪化は極度に達し、国民は食糧難にあえぐところとなつた。

「護国奉公」の精神を柱に、苦しみに堪え、幾多の犠牲にうちかってきた大戦は、昭和二〇年六月沖縄の敗北、八月の広島、長崎への原子爆弾の投下により軍事的敗北は決定し、ついに終わつた。

県下の死傷者は十一万余となり、被災した家は十八万戸余におよんだと記録されている。

混乱する戦後の世相はきわめて不安定であつたが、いち早く人心安定に多く対策がとられ、しだいに人々は平静をとりもどし、復興への歩みをはじめた。

◇地区内の被災記録◇

日 時 昭和二〇年七月一三日 午後九時頃  
天 候 小雨

焼失建物 伝右地区内 人家五棟 物置二棟

死傷者 ノ  
二名

その他 ○焼夷弾の投下により農作物（主に水稻）に若干の被害を秋田、大屋敷地内でうけた。

○焼夷弾の不発三十個内至四十個

**戦時下の生活と國家総動員法** 「非常時」、「拳国一致」の合言葉のもと人々の暮らしは、多くの統制のなかで自由が許されず、戦争協力体制の強化を旗印に、各種の国民運動の展開のもと国民の総力は、戦争一途に動員され、日常生活は戦争の激化とともに、年を追つていよいよ苦しくなった。

なかでも昭和一三年の国家総動員法の実施により、皇國精神の高揚が図られ、村の予算も軍事関係が多くを占めるようになる一方、生活物資はしだいに欠乏した。こうしたなかで、とくに昭和一六年太平洋戦争の勃発とともに、食糧事情は悪化した。

すなわち、昭和一四年の米穀配給統制法の適用、昭和一五年の米穀の強制出荷命令、「家庭主要食糧購入通帳」の交付、そして昭和一七年七月より主食は配給制完全実施となり、大人一日の米の量は、二合二勺となり、都市部にお

いてはとくに深刻になり、食糧危機が到来した。

生産農家においても、昭和一五年産米からは米穀の管理規則によつて、自由な売買が出来なく、一か年の必要量が家ごとに計算され、これを農家の保有米とし、残り全部を供出米とし、なお甘藷などの代用食などをたべ、節米に心掛け、米の供出量増加に努力した。

そして昭和二〇年には、米の配給量はついに一日当たり二合一勺となり、空腹に堪えなければならなかつた。

この頃、名古屋など市街地から食糧を求め、「買出し」に農村へ来る人が多くなり、また「豆かす」「甘藷のつる」などの代用食で暮らす日が多く、また塩、砂糖、みそ、たまり、木炭、マツチ、衣料品など生活用品もすべて配給されるいは切符制になり、日常生活の多くは強力な統制の中で當ることとなつた。

一方、軍需品生産のため生活用品、銅像、梵鐘など金属類の回収が実施され、日常の生活用品はすべて代用品を使用し、物資は乏しくなるばかりであつた。

日をおつて激しくなる戦火はついに本土空襲となり、都市部での家族ぐるみの疎開が増え、疎開の人でいっぱいになつた家も多く、農家の物置小屋を僅かにかけて生活する人もあつた。

また桂林寺、徳林寺など寺院には名古屋市内の小学校の集団疎開があつた。

昭和二〇年になると戦局はますます悪化し、人々は日々空襲におののき不安な生活を送つた。こうした時局は小学生も勤労奉仕や食糧の増産に駆り出すこととなり、稻刈り、麦ふみなど農作業にまた、ドングリの実の出荷、桑の枝の皮むきなど、戦争の勝利を願つて一生懸命に働いた。

このように戦時体制はきびしさを増し、各家庭では防空頭布を一人一人用意し、住所、氏名、血液型などを記した

布をつけ、また非常食、薬品などのはいった非常袋も用意し、防空壕や貯水槽を設け万一に備えた。

そして村、部落単位で組織されていた銃後奉公会、あるいは警防団がより強固なものとなり、隣保相互扶助が叫ばれ、隣組を中心に防火、避難訓練が毎日のように実施された。

毎日のごとく発令される空襲警報、そして名古屋、豊橋、一宮、岐阜などの爆撃、焼夷弾投下、天をこがすすさまじい光景は、若い人々が出征や、軍事工場へ徴用で働きに行き、食糧の増産に全精力を傾け銃後を守っていた老人、子供にとつてはますます心細い日々を送らなければならなかつた。

昭和二〇年五月、六月には近くの岐阜県各務原の飛行場、軍事施設に米軍の艦載機や爆撃機の飛来が多くなり、六月二三日の大空襲で大きな被害をうけた。また七月一三日、二八日には一宮市街地が相次いで大空襲にあい、名古屋市同様、一宮市街地も全滅に近い状況であつた。

当時の様子を古老はつぎのよう語つている。

七月一三日、夜一〇時ごろであつたか、空襲警報が発令された直後、米軍機が一宮の上空に飛来し、焼夷弾を投下この時小牧山付近、岩崎地内にも焼夷弾が投下され被害があつた。

七月二一八日、この日は早期から警戒・空襲警報が相次いで発令され、午後九時三〇分ごろ百機余の米軍機が一宮上空に現れ、翌朝三時ごろまで空襲がつづき、市内は完全に火炎につつまれた。「ドカン」という大きな爆発音と、「ザア」「ザア」と夕立の音のように、焼夷弾が投下されるたび、西方の夜空が明るくなつた。

そのうちにB—29爆撃機が私たちの真上を通過する。夢中で小雨の中を、家中の者が防空壕にかけ込み、神に祈る

幸いに多くの戦災をうけずに終わつたものの、緊迫した戦時体制から敗戦となり、人々の動搖は激しく、多くの流言もとび、日常生活の不安は増大した。昭和一三年四月に國家総動員法が公布された。この法の施行により、政府は国民の財力・人力のすべてを動員し、産業・金融はもとより国民生活のすみずみまで統制できることとなつた。

すなわち主要物資に対する使用の制限、配給制度がはじまり切符制が多く採用せられ、これとともに国民はいよいよ耐乏生活を強制され、「ぜいたく」がすべて抑制された。



図2-105 衣料切符(1)

気持ちで、警報の解除を待つた。

この時の空襲で地区内にも多くの焼夷弾が落ち、人家農作物に被害があつた。

田畠には直径一メートル、深さ〇・五メートル位のすり鉢状の穴が各所で見られ、焼夷弾の投下を示していた。

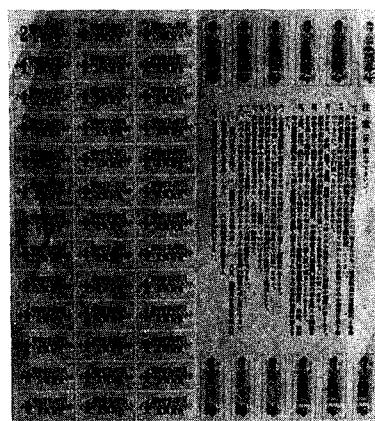


図2-106 衣料切符(2)

消費を規制し、物資配給の公正を期するため実施された切符制や通帳制による配給制度は、国民生活に大きな影響を与えることになった。こうした切符による物資の配給は、昭和三年に綿糸とガソリンについて実施された。さらに一五年には砂糖、マツチなどにも配給・統制規制が公布された。

一七年一月からは味噌・醤油の通帳制が、二月からは衣料の総合切符制が実施された。

衣料切符は一人年間八〇点（名古屋市と隣接五町村は一〇〇点）を基準に交付された。衣料には背広五〇点、長袖シャツは一二点、手拭い三点というよう定められ、それだけの点数の切符を持参し、衣料の購入をした。

昭和一九年には戦争が激しくなるにつれ、衣料切符は特別な場合を除いて半減し、三十才まで五〇点、三十才以上は四〇点となり、衣料品の新調はどの家もできない状況であった。

このような切符制は、衣料品の配給統制とともに多くの混乱を招いたようである。

### ◎戦時中の国民生活史

| 年       | 月    | 西暦年代 | 事                            | 項 |
|---------|------|------|------------------------------|---|
| 昭和一二・一二 | 一九三七 |      | 毛織物にスフ混用規則を公布                |   |
| 〃 一三・ 四 | 一九三八 |      | 国家総動員法公布、国民貯蓄運動を奨励（年間目標八五億円） |   |
| 〃 六     | 〃    |      | 民需用純綿糸布の国内使用禁止               |   |
| 一四・ 二   | 一九三九 |      | 火鉢・灰皿など鉄製不急品の回収始まる           |   |
| 〃 三     | 〃    |      | 食糧品、金属製品、燃料、絹製品など公定価格きまる     |   |

| 年<br>月            | 西暦年代                | 事<br>項  |
|-------------------|---------------------|---|
| 昭和一四・六<br>九<br>七  | 一九三九                | 学生の長髪・パーマネント禁止<br>国民徵用令施行   |
| 一五・四<br>二<br>一    | 一九四〇                | 九・一八価格停止令（諸物資価格の釘づけ）<br>賃金の引上げ禁止  |
| 一六・四<br>一<br>一    | 一九四一                | 米の強制買入れまる。<br>白米の使用禁止（米穀掲精制限令）  |
| 一七・<br>一二<br>一九四二 | 一九四一<br>タ<br>タ<br>タ | 育児用乳製品の切符制実施。優良多子（一〇人以上）家庭を表彰<br>六大都市で通帳制による米の配給割当制まる（以後全国で実施される）<br>乗用自動車のガソリン使用全面禁止<br>国民勤労報国協力令公布（男子十四才～四十才、女子十四才～二十五才に勤労奉仕<br>義務法制化）<br>言論・出版・集会・結社等臨時取締令公布<br>食塩の通帳制配給実施 |

| 年<br>月 | 西暦年<br>度                          | 事<br>項                                  |
|--------|-----------------------------------|---|
| 昭和一七・二 | 一九四二                              | 味噌・醤油の切符制配給実施。衣料点数切符制実施（年に都市一〇〇点、郡部八〇点） |
| 一八・五   | 一九四三                              | 東京・名古屋・神戸などに初空襲                         |
| 一九・四   | 一九四五                              | 金属の強制回収始まる                              |
| 一九四四   | 木炭ほかマキ・タキギも配給制になる                 |   |
| 一九四五   | 第一回学徒兵入隊（学徒出陣）                    |   |
| 一九四五   | 大都市の学童集団疎開決定                      |   |
| 一九四五   | 家庭用砂糖配給停止                         |   |
| 一九四五   | 国民総武装決定（竹槍訓練始まる）。女子挺身勤労令公布        |   |
| 一九四五   | 十七才以上を兵役に編入                       |   |
| 一九四五   | タバコ配給制となる（成年男子一日六本）               |   |
| 一九四五   | 東京大空襲。大都市疎開要綱きまる。決戦教育措置（学校授業一年停止） |   |
| 一九四五   | 主食の配給基準量一割減きまる                    |   |
| 一九四五   | 広島・長崎に原爆投下                        |   |

### 戦後の行政

混乱の中で住民は終戦をむかえ、戦時体制はしだいに解かれたが、食糧難とインフレーションに直面し戦時中にも増して、苦難の道を歩むこととなった。

そして各分野にわたる制度の改革が実施され、これに対応して村行政は多くの対策を講じ、住民の協力を強く要請した。

まず民主政治の確立を目指し、昭和二一年四月には選挙制度が大幅に改正され、民主化の進展が約束され、同年一月には憲法が公布され、同二二年五月にはこれが施行され、多くの関連法令が制定されたなかで、地方自治は同時に施行された地方自治法によって拡充され、本村の行政も大きく変化した。

村長は公選され村政を統括し、議会は議決権をはじめ検査、調査権などが与えられ権限は強化された。

また地方公共団体の自主性の高揚をはかるため、国家事務が市町村に多く委譲され村行政の需用は、増大するとともに画期的な転換をみたが、これに対応する財政に苦しむ事態も数多く見られ、税率の改正、諸税の新設など増税対策が行われた。

産業面では、本村においては農林行政に力をいれ、とくに技術改良に積極的にとりくむと同時に、農地改革にいち早く着手した。

一方役場では改正された地方自治法を十分把握するとともに、村民の理解を高めるために役場職員の研修、講習会の開催と併せて宣伝活動にも力をいれさせた。

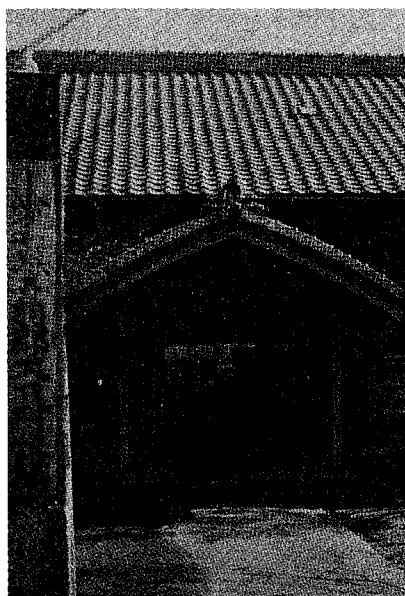


図2-107 旧役場における村議員の選挙が行われた。

また行政の地方分権と民主化の実行を目指し、村長、村会議員の選挙が施行された。

昭和二二年四月、戦後第一回の統一選挙が全国いっせいに実施され、村長に仙田賢式が就任した。つづいて村議員の選挙が四月三〇日に行われた。

国政の運営にあたる衆議院議員と新設の参議院議員の選挙も実施され、わが国の新しい政治体制は確立した。

村行政組織は、教育、民生、衛生、農地関係を中心

組織替えが計られ、戦時下の国家統制を主軸とした組織は完全に消滅した反面、住民の生活は相変わらず物資の不足で苦しく、くわえてインフレによつて諸物価が高騰し、世相はいつそう暗いもので行政面での打開に住民は大きな期待をよせた。

**村の財政と税制**  
戦後の財政は、インフレの影響をうけて、非常に困難な状況下にはいり、加えて住民は生活難の渦中にありこれが対策に村をあげて努力し、多くの改正に対応した。

なかでも昭和二三年以降の六・三制の施行、住民福祉への費用、昭和二三年の自治体警察の義務づけなど町村の背負う支出は地方財政の増大を余儀なくした。こうした状況をふまえ、昭和二一年、同二二年とつづいて地方税法が改正され、新たに県民税が創設された、これまで国税であつた地租、家屋税、營業税が県の独立税となり

## 第2節 昭和時代

村はこれに付加税を課すこととなつたほか、多くの税率を大幅に上げ、地方税収入の大幅な増加をはかつた。

本町の戦後の予算、決算額の推移はつきのようである。

《昭和二二年度

丹羽郡大口村歳入歳出予算》

| 歳              | 入 | 歳 | 出 |
|----------------|---|---|---|
| 一金八拾五万七千百八拾四円也 |   |   |   |

### 《歳 入》

(町資料より作成)

| 科 目<br>款 項        | 種 目                             | 予 算 額                                       | 前 年 度<br>予 算 額 | 比 増 減      | 備 考   |
|-------------------|---------------------------------|---|----------------|------------|-------|
| 町 国<br>附 加 税<br>税 |                                 | 390,216.00                                  | 85,251.00      | 304,965.00 |       |
|                   |                                 | 189,670.00                                  | 34,440.00      | 152,230.00 |       |
|                   | 地 附<br>家 附<br>營 附               | 租 税<br>加 屋 税<br>加 業 税<br>加 税                | 18,200.00      | 68,460.00  |       |
|                   |                                 | 30,000.00                                   | 7,840.00       | 22,160.00  |       |
| 縣 附<br>加 税<br>税   |                                 | 70,010.00                                   | 8,400.00       | 61,610.00  |       |
|                   |                                 | 9,423.00                                    | 6,711.00       | 2,712.00   |       |
|                   | 反 附<br>自 附<br>電 附<br>不 附<br>狩 附 | 別 税<br>加 動 車<br>加 柱 税<br>加 座 收 得<br>加 猶 加 者 | 22.00          | 11.00      | 11.00 |
|                   |                                 | 300.00                                      | 100.00         | 200.00     |       |
|                   |                                 | 4,000.00                                    | 1,500.00       | 2,500.00   |       |
|                   |                                 | 5,100.00                                    | 5,100.00       | —          |       |
| 独 立 税             |                                 | 133,160.00                                  | 13,713.00      | 119,447.00 |       |
|                   | 村 民 税                           | 64,000.00                                   | 9,498.00       | 54,503.00  |       |
|                   | 自 転 車 税                         | 40,100.00                                   | 4,034.00       | 36,066.00  |       |
|                   | 荷 車 税                           | 26,750.00                                   | 42.00          | 26,708.00  |       |

|                                       |   |               |   |       |         |    |        |    |         |       |     |    |
|---------------------------------------|---|---------------|---|-------|---------|----|--------|----|---------|-------|-----|----|
|                                       | 金 | 庫             | 税 | 310   | 00      | 10 | 3      | 62 | 00      | 248   | 00  |    |
|                                       | 大 |               | 税 | 2,000 | 00      |    |        | 77 | 00      | 1,923 | 00  |    |
| 地 分 与 方 稅                             |   | 配             | 布 | 税     | 60,963  | 00 | 30,387 | 00 | 30,576  | 00    |     |    |
|                                       |   |               |   |       | 60,963  | 00 | 30,387 | 00 | 30,576  | 00    |     |    |
| 基本財産積立金<br>雜收人<br>基本財產入<br>取          | 基 | 本             | 財 | 產     | 入       |    |        |    |         | △     | 462 | 00 |
|                                       | 收 |               |   |       | 557     | 00 | 418    | 00 |         | △     | 463 | 00 |
|                                       |   | 國民学校基本財產<br>取 |   |       | 47      | 00 | 36     | 00 |         |       | 11  | 00 |
|                                       |   | 獎             | 學 | 資     | 金       | 入  |        |    |         | △     | 17  | 00 |
|                                       |   | 收             |   |       | 52      | 00 | 69     | 00 |         |       |     |    |
| 積 立 金<br>雜 收 及<br>使 用 料<br>手 国 支<br>出 | そ | 他             | 積 | 立     | 金       | 資  | 金      | 收  | 入       | △     | 596 | 00 |
|                                       |   |               |   |       | 220     | 00 | 816    | 00 |         |       |     |    |
|                                       |   |               |   |       | 4       | 00 | 3      | 00 |         |       | 1   | 00 |
|                                       |   |               |   |       | 2,874   | 00 | 836    | 00 | 2,038   | 00    |     |    |
|                                       |   |               |   |       | 304,011 | 00 | 31,257 | 00 | 272,754 | 00    |     |    |
| 交 付 金                                 | 國 | 稅             | 徵 | 收     | 9,240   | 00 | 7,764  | 00 | 1,476   | 00    |     |    |
|                                       | 交 | 付             |   |       | 9,240   | 00 | 7,764  | 00 | 1,476   | 00    |     |    |
| 補 助 金                                 | 警 | 防             | 費 | 金     | 294,771 | 00 | 23,493 | 00 | 271,278 | 00    |     |    |
|                                       | 補 | 助             | 教 | 費     | 133     | 00 | 133    | 00 |         |       | —   |    |
|                                       | 教 | 補             | 護 | 助     | 189,504 | 00 | 589    | 00 | 188,915 | 00    |     |    |
|                                       | そ | そ             | 助 | の     | 105,134 | 00 | 22,771 | 00 | 82,363  | 00    |     |    |
| 縣 支 出 金                               |   |               |   |       | 140,248 | 00 | 3,398  | 00 | 13,658  | 00    |     |    |
| 交 付 金                                 | 縣 | 稅             | 徵 | 收     | 4,291   | 00 | 2,455  | 00 | 1,836   | 00    |     |    |
|                                       | 交 | 付             | の | 金     | 3,840   | 00 | 660    | 00 | 3,180   | 00    |     |    |
|                                       | そ |               | 付 | 他     | 451     | 00 | 1,791  | 00 | △       | 1,340 | 00  |    |
| 補 助 金                                 | 土 | 木             | 助 | 費     | 135,957 | 00 | 943    | 00 | 135,014 | 00    |     |    |
|                                       | 補 | 救             | 護 | 金     | 2       | 00 | 2      | 00 |         |       | —   |    |
|                                       | 教 | 補             | 助 | 員     | 23,688  | 00 | 253    | 00 | 23,435  | 00    |     |    |
|                                       | 農 | 地             | 委 | 会     | 61,880  | 00 | 61,880 | 00 |         |       | —   |    |

第2節 昭和時代

|   |                                 |                            |                       |            |           |             |  |
|---|---------------------------------|----------------------------|-----------------------|------------|-----------|-------------|--|
|   | 選<br>補<br>そ<br>補                | 助<br>の<br>助                | 拠<br>金<br>他<br>金      | 48,915.00  | —         | 48,915.00   |  |
|   |                                 |                            | 1,472.00              | 688.00     | 784.00    |             |  |
| 寄 | 附                               | 金                          |                       | 8,004.00   | 5,505.00  | 2,499.00    |  |
| 寄 | 附                               | 金                          |                       | 8,004.00   | 5,505.00  | 2,499.00    |  |
|   | 一<br>般<br>特<br>別<br>寄<br>そ<br>寄 | 寄<br>附<br>指<br>附<br>の<br>附 | 金<br>定<br>金<br>他<br>金 | 1.00       | 1.100     | —           |  |
|   |                                 |                            | 8,000.00              | 5,500.00   | 2,500.00  |             |  |
|   |                                 |                            | 3.00                  | 4.00       | △ 4.00    |             |  |
| 継 | 入                               | 年<br>度<br>金                |                       | 1.00       | 1.00      | —           |  |
| 前 |                                 |                            |                       | 10,000.00  | 22,000.00 | △ 12,000.00 |  |
| 繰 | 收                               | 入                          |                       | 950.00     | 782.00    | 168.00      |  |
|   | 計                               |                            |                       | 857,184.00 |           |             |  |

《歳　　出》

| 科<br>目<br>款<br>項 | 種<br>目                               | 予<br>算<br>額     | 前<br>年<br>度<br>額 | 比<br>較<br>減     | 備<br>考 |
|------------------|--------------------------------------|-----------------|------------------|-----------------|--------|
| 会<br>議<br>費      |                                      | 円<br>11,566.00  | 円<br>1,752.00    | 円<br>9,814.00   |        |
|                  | 報酬及び費用弁償                             | 10,561.00       | 1,440.00         | 9,121.00        |        |
|                  | その他の費用                               | 1,005.00        | 312.00           | 693.00          |        |
| 役<br>場<br>費      |                                      | 円<br>212,327.00 | 円<br>67,089.00   | 円<br>145,238.00 |        |
|                  | 報<br>酬                               | 2,940.00        | 3,860.00         | △ 920.00        |        |
|                  | 給<br>料                               | 115,441.00      | 16,201.00        | 99,240.00       |        |
|                  | 諸<br>恩<br>給<br>納<br>給<br>付<br>合<br>金 | 46,416.00       | 39,876.00        | 6,540.00        |        |
|                  | 修<br>繕<br>費                          | 3.00            | 3.00             | —               |        |
|                  | 需<br>用<br>費                          | 37,373.00       | 6,501.00         | 30,872.00       |        |

|       |           |            |           |             |  |
|-------|-----------|------------|-----------|-------------|--|
|       | そ の 他 費 用 | 9,000 00   | —         | 9,000 00    |  |
| 土 木 費 |           | 21,900 00  | 7,300 00  | 14,600 00   |  |
| 教 育 費 |           | 187,495 00 | 38,164 00 | 149,331 00  |  |
| 衛 生 費 |           | 3,412 00   | 485 00    | 2,927 00    |  |
| 厚 生 費 |           | 239,190 00 | 1,231 00  | 237,949 00  |  |
| 勸 業 費 |           | 85,100 00  | 1,066 00  | 84,034 00   |  |
| 警 地 振 | 費 方 費     | 8,305 00   | 3,379 00  | 4,926 00    |  |
| 選 統 調 | 舉 查 費     | 6,670 00   | 1,991 00  | 4,679 00    |  |
|       | 計 費       | 54,351 00  | 54,348 00 | 3 00        |  |
|       |           | 709 00     | 374 00    | 335 00      |  |
| 財 職 対 | 產 策 費     | 647 00     | 1,128 00  | △ 481 00    |  |
|       | 業 費       | 1 00       | 3 00      | △ 2 00      |  |
| 公 借   | 債 費       | 148 00     | 148 00    | —           |  |
| 負 担   | 金 金       | 13,889 00  | 4,474 00  | 9,415 00    |  |
| 寄 質   | 附 助 費     | 820 00     | 720 00    | 100 00      |  |
| 補 託   | 農 林 費     | 610 00     | 60 00     | 550 00      |  |
| 諸 標   | 積 戻 費     | 6,703 00   | 103 00    | 6,600 00    |  |
| 農 槍   | 予 備 費     | —          | 17,861 00 | △ 17,861 00 |  |
|       |           | 1,840 00   | 2,340 00  | △ 500 00    |  |
|       |           | 1,500 00   | 700 00    | 800 00      |  |
| 計     |           | 857,184 00 |           |             |  |

歳入では、財政難に對処する措置として、荷車、自転車税、犬税、金庫税が設けられ、反面、戦時關係の歳出は姿を消した。またこうした税の増加に対して滞納も発生するところとなり、各地区には納税組合を設け税の完全収納が行われた。このように多くの改革は、アメリカのシャープ勧告に基づいて抜本的に実施されたが、市町村にお

## 第2節 昭和時代

ける対応はかなり困難な面もあり、市町村財政運営は繁雑であつて、戦前の制度をもとに部分的な改正をくわえ、国庫支出金に依存する地方財政を、自主制の強い財政に転換するようはかられてきたが、十分な効果をあげるまでには至らなかつた。

昭和二十五年に施行された地方財政平衡交付金制度はシャープ勧告に基づいて設けられ、財政は多大の恩恵をうけ、市町村財政は一段と強化されるに至つた。

表2-64 大口村一般会計決算額の推移

| 年度<br>昭和二四年度 | 区分     | 歳入     |   | 歳出  | (単位・千円) |
|--------------|--------|--------|---|-----|---------|
|              |        | 歳      | 入 |     |         |
| 二五           | 一一、一五四 | 九、八八六  |   | 一〇〇 | 増加比率    |
| 二六           | 一九、九七三 | 一八、三三八 |   | 一七九 |         |
| 二七           | 二一、九四六 | 一九、八一五 |   | 一九七 |         |
| 二八           | 三〇、六三五 | 二五、九九七 |   | 二七四 |         |
| 二九           | 三三、九二五 | 三〇、二九四 |   | 三〇四 |         |
| 三〇           | 四〇、一二二 | 三八、四四六 |   | 三五九 |         |
| 三四           | 四一、九一一 | 三九三    |   | 三九三 |         |

表2-65 税負担の状況(昭和30年度)

|    | 年額 | 金額         | 1人平均 | 金額    | 備考 |
|----|----|------------|------|-------|----|
| 国税 | 〃  | 9,910,582  | 〃    | 1,159 |    |
| 県税 | 〃  | 3,337,120  | 〃    | 390   |    |
| 村税 | 〃  | 20,143,264 | 〃    | 2,355 |    |
| 計  |    | 33,390,966 | 〃    | 3,904 |    |

表2-66 町村税負担額の推移

| 年 度   | 納税額          | 一人当たり<br>負担額 | 一戸当たり<br>負担額 | 備 考 |
|-------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 昭和25年 | 千円<br>13,234 | 円<br>1,522   | 円<br>841     |     |
| 26    | 13,218       | 1,520        | 833          |     |
| 27    | 17,999       | 2,070        | 1,143        |     |
| 28    | 17,813       | 2,048        | 1,143        |     |
| 29    | 18,610       | 2,140        | 1,182        |     |

その後、この制度は市町村財政の自主制が失なわれるとの見方から、昭和二九年に一部が改正され「地方交付税」の制度となり、合理的な援助制度として今日に至つている。

表2-167 昭和二二年度税収の状況

単位：円

|                        |                   |                        |                             |              |                  |                  |        |                   |                   | 款項                | 目                 | 昭和二二年度<br>予算額     | 昭和二二年度<br>予算額 | 説明 |
|------------------------|-------------------|------------------------|-----------------------------|--------------|------------------|------------------|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------|----|
|                        |                   |                        |                             |              |                  |                  |        |                   |                   | 一町村税              | (一)国税附加税          | 三九〇、二一六           | 八五、二五一        |    |
|                        |                   |                        |                             |              |                  |                  |        |                   |                   | 附地税               | 附地税               | 一八九、六七〇           | 三四、四四〇        |    |
| 5狩<br>加<br>稅<br>者<br>稅 | 4附<br>加<br>稅<br>稅 | 3附<br>加<br>電<br>柱<br>稅 | 2附<br>加<br>自<br>動<br>車<br>稅 | 1反<br>別<br>稅 | 附<br>營<br>業<br>稅 | 附<br>家<br>屋<br>稅 | 附<br>稅 | 3附<br>營<br>業<br>稅 | 2附<br>家<br>屋<br>稅 | 1附<br>稅           | 地<br>租<br>稅       | 三九〇、二一六           | 八五、二五一        |    |
| 一                      |                   | 五、一〇〇                  | 四、〇〇〇                       | 三〇〇          | 一一二              | 九、四二三            | 六、七一   | 七〇、〇一〇            | 八、四〇〇             | 七八四〇              | 一八、二〇〇            | 地租調定分八、六六六円の百分の千  |               |    |
| 一                      |                   | 五、一〇〇                  | 一、五〇〇                       | 一〇〇          | 一一               | 六、七一             | 一一     | 反別稅調定分一五円の百分の百五十  | 自動車稅調定分三〇〇円の百分の百  | 家屋稅調定分三、〇〇〇円の百分の千 | 七、八四〇             | 營業稅調定分七、〇〇〇円の百分の千 | 過年度分一円の百分の千   |    |
| 調定分一円の百分の百             |                   |                        |                             |              |                  |                  |        |                   |                   | 電柱稅調定分四、〇〇〇円の百分の百 | 自動車稅調定分三〇〇円の百分の百  | 一八九、六七〇           | 三四、四四〇        |    |
| 過年度分一〇〇円の百分の百          |                   |                        |                             |              |                  |                  |        |                   |                   | 調定分五〇〇〇円の百分の百     | 營業稅調定分七、〇〇〇円の百分の千 | 三九〇、二一六           | 八五、二五一        |    |

敗戦後  
の生活

「昭和二年一月、主食配給量一合五勺になつたが食糧事情はあまり好転せず。」

昭和二〇年八月の敗戦により、食糧をはじめ物資の欠乏は極度に達し、人々の日常生活は困難になつた。

当時の様子を『愛知県昭和史』はつぎのように記録している。

「昭和二〇年七月以降、成人一人一日一合一勺、九月分は代替の甘藷、小麦粉が含まれ米八日分、麦七日

分、雑穀、小麦粉八日分」

こうした状況のもと食糧の買出し、ヤミ米の横行が氾濫し世相は不安定であつた。

本村は、農村であつただけに食糧が確保され都市部のような状況ではなかつたが、反面、きびしい食糧の供出が割

|        |         |         |           |        |            |        |  |
|--------|---------|---------|-----------|--------|------------|--------|--|
| (三)独立税 |         |         |           |        |            |        |  |
|        | 一三三、一六〇 |         |           |        |            |        |  |
|        |         | 一三三、七二三 |           |        |            |        |  |
| 1 村民税  | 六四、〇〇〇  | 九、四九八   |           |        |            |        |  |
| 2 自転車税 | 四〇、一〇〇  | 四、〇三四   | 二、〇〇〇台    | 一台二〇円  |            |        |  |
| 3 荷車税  | 二六、七五〇  | 四二      | 随時分       | 一〇〇円   |            |        |  |
| 4 金庫税  | 三一〇     |         | 農業用八台     | 一台二五円  | 営業用五台      | 一台一〇〇円 |  |
| 5 犬税   | 一〇〇     | 六二      | 一般三〇〇台    | 一台二〇円  | リヤカー一、〇〇〇台 | 一台二〇円  |  |
| 配布税    | 六〇、九六三  | 七七      | 三十立方尺未満三箇 | 一個三〇〇円 |            |        |  |
| 四地方分与税 | 三一〇、三八七 |         | 四〇頭       | 一頭五〇円  | 六〇〇円       |        |  |
|        |         |         |           | 一頭二十五円 |            |        |  |

当てられた。

衣料については、戦争中より切符制によつてきびしく規制されていたが、昭和二三年一〇月からは原料不足、生産減少の影響で、新しい衣料切符制がとりいれられ配給となつた。こうした衣料など生活諸物資の配給は、すべて役場から各部落の「となり組」の組織を通じて行われた。

荒廃した戦中から戦後にかけての苦しい生活の中で、こうした生活必需品（衣料・油・タバコ・マッチ・タイヤなど）の配給品は、だれもが少しでも多くを期待した。したがつて役場の担当者ははじめ部落の役員は、これらが公平に分配されるようつねに気を配らなければならなかつた。

敗戦後の暗い世相をさらに暗くしたのが、電力供給の悪化であつたといえよう。家庭の電燈は夕方になると、毎日のように停電があつた。昭和二年になると電力会社は、ビルを配布し節電に協力するよう呼びかけている。

当時は水力発電が中心であり、冬の渇水期には供給量が減少し、農家ではもみすり機などを使用する時期であり、定められた送電日に合わせて農作業を手ぎわよくすすめなければならなかつた。

また、日常生活の中での大きな変化に「歩行者右側通行」がある。

昔からなじんできた「左側通行」から急に「右側通行」の実施には、多くの人々はとまどいを感じ、役場、警察署では徹底を図るため、趣旨書の回覧、歩行者安全通行の訓練などを実施した。

こうして歩行者の右側通行は、戦後、進駐軍の命令により昭和二一年八月一日より始められた。

一方、戦後のはげしい物価の高騰は、日銀の発行高の急増〔昭和二〇年八月頃約三〇〇億円、昭和二一年二月六〇〇億円（県史）〕にも現れ、政府ではこれを抑えるため、昭和二一年二月、金融緊急措置令を施行した。

この措置は、これまでに発行された通貨をすべて三月七日までに銀行、郵便局に預け入れさせ封鎖することであつた。したがつてこの間は一人一〇〇円を旧円と新円の引きかえを許可し、以後毎月世帯主三〇〇円、家族一人につき一〇〇円の現金引出を限度とした。また一般の給料は、月額五〇〇円まで新円で支払い、残額は封鎖支払いであった。こうして通貨の増加は抑制され、物価の上昇もおさえられ經濟は安定に向い、物価体系も確立し、諸物資の生産は回復のきざしを見せた。

昭和二三年七月、封鎖預金の解除となり、インフレーションも緩和されてきた。

### 第三項 教育

#### (1) 昭和初期の新教育

**戦時教育への道** 昭和初期における教育は、昭和元年四月の小学校令・同施行規則の一部改正などをとおして、しだいに皇室中心主義、超國家主義への教育へと展開し、軍国主義へと前進する國家権力のまえに、大正期の新教育は弱まつていった。

昭和六年九月満州事変の勃発によつて、その加速度を高めることになつた。

昭和二年金融恐慌が起り不況は深刻で、大正時代に確立された政党政治も、汚職と政争によつて国民の信を失い軍部の台頭と右翼勢力の伸長は、満州事変、支那事変、大東亜戦争と果てしない戦争に駆り立て、ついに明治以来七年、嘗々として築いた日本を潰滅の道へと導いていったのである。

資料によれば、大正一二年（一九二三）当時愛知県下には、六七五の小学校に約三四四万人の児童が通学していた。

中学校は一四校で生徒数約九千人、高等小学校二九校で約一万人、実業学校三三校で約一万人であった。

昭和二年の大口村の児童数は大口第一尋常高等小学校七八六人。大口第二尋常高等小学校五六二人の合わせて一、三四八人であった。

やがて、軍部が台頭しはじめ、教育界にもその影響が色濃く現れてきた。大正一四年（一九二五）からは、男子中学校以上に、現役軍人が配属され軍事教練が始まられた。以来毎年一回ずつ、名古屋、豊橋の連隊区司令部による査閲が行われ、それが学校全体の評価ともみられ、校長をはじめ教師は、配属将校のもとで勤務しているような状況となつていった。

学校では、四方拜、紀元節、天長節、明治節など皇室や神宮の行事を好個の教材に取り上げ、またその儀式行事に参加することにより、天皇崇拜の観念をうえつけ、忠君愛国の精神が強く鼓吹せられるようになつた。

式場には、天皇のご真影を捧げ、愛國的精神教育のため、かならず教育勅語が奉読されてその普及や徹底がはかられた。

第一次大戦後の不況は、大口にもおそい、当時村の生活の基盤であつた養蚕の繭価の暴落などにより村の財政を苦しい時期に突入していく。このような時代にあっても校舎の増築や、奉安殿（両陛下の写真・教育勅語の写しの安置所）二宮金次郎像の建設その他の教育環境の整備などには、格段の努力がはらわれた。

つぎに大口北小学校学校日誌より、当時の学校教育の一端をうかがうこととしよう。

表2-68 昭和二年 大口第一尋常高等小学校児童数

| 科  | 学年 | 男   | 女   | 計   |   |
|----|----|-----|-----|-----|---|
|    |    |     |     | 尋   | 常 |
|    | 1  | 121 | 57  | 64  |   |
|    | 2  | 107 | 52  | 55  |   |
|    | 3  | 124 | 62  | 62  |   |
|    | 4  | 112 | 66  | 46  |   |
|    | 5  | 106 | 58  | 48  |   |
|    | 6  | 90  | 50  | 40  |   |
|    | 計  | 660 | 345 | 315 |   |
|    | 1  | 74  | 20  | 54  |   |
|    | 2  | 52  | 16  | 36  |   |
|    | 計  | 126 |     | 90  |   |
| 総計 |    | 786 |     |     |   |